

船舶インシデント調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年12月11日 04時25分ごろ
発生場所	阪神港神戸第6区 神戸第7防波堤西灯台から真方位156° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 38.7′ 東経135° 16.0′)
インシデントの概要	油送船京阪丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年1月12日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	油送船 京阪丸、196トン
船舶番号、船舶所有者等	135136、エム・イー海運株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、航行中、主機が異音を発して停止した。 主機は、ガバナの軸受に焼損及びゴム継手に破損が生じて増速側に作動し、3番及び5番シリンダのピストン及びシリンダライナに焼付き等が生じていた。
分析	本船は、主機のガバナが損傷して増速側に作動したことから、主機が、過回転状態に陥ってピストン及びシリンダライナが焼付き、運転ができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、主機のガバナが損傷して増速側に作動したため、主機が、過回転状態に陥ってピストン及びシリンダライナが焼付き、運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ガバナのゴム継手等の部品を定期的に交換すること。